

【① 募集要項】

玉村町学校給食センター「調理業務等委託」募集要項

令和6年11月

玉 村 町

< 目 次 >

玉村町学校給食センター「調理業務等委託」募集要項

1	募集要項等の定義	2
2	公募の概要	2
3	事業の概要	2
4	委託事業者の公募に関する事項	3
5	応募に関する事項	5
6	選定に関する事項	8
7	リスク分担の考え方	9
8	関係法令等の遵守	10
9	事務引継業務	10
10	業務の継続が困難となった場合の措置	10
11	町による本事業の実施状況の評価	11
12	その他	11
13	応募手続き等問合せ先	11

様 式

別紙様式 1	質問書	12
〃	2 参加表明書（兼参加資格審査申請書）	13
〃	3 宣誓書	14
〃	4 玉村町給食センターの調理業務等委託に関する提案書	15
〃	5 見積書	20

1 募集要項等の定義

玉村町（以下「町」という。）では、平成24年度から玉村町学校給食センターの調理業務等を民間事業者へ委託しています。

令和7年度からの調理業務等を実施する民間事業者の決定に当たり、学校給食の質の保持と安全性の確保を図るため、確かな調理従事体制や研修体制等の把握が重要であることから、公募型プロポーザル方式を採用することとします。

この募集要項は「玉村町学校給食センター」調理業務等委託事業に係る募集に関して必要な事項を定めたものです。

なお、本募集要項に併せて配布する玉村町学校給食センター「調理業務等委託」仕様書も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義します。

2 公募の概要

(1) 施設名称

玉村町学校給食センター

(2) 事業者の選定方法

応募書類の内容を玉村町学校給食センター調理業務等委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査基準に基づき審査して、優先交渉権者を選定します。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

(4) 契約の締結

町は、優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、契約を締結します。

(5) 次点の応募事業者との交渉

優先交渉権者は、町との交渉優先権を有しますが、交渉の過程において委託の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、町は次点の応募事業者と協議を行います。

3 事業の概要

(1) 事業名称

「玉村町学校給食センター」調理業務等委託事業

(2) 名称等

名 称	玉村町学校給食センター
所在地	玉村町大字下新田62番地1
建築年月日	平成9年4月1日
建物構造	鉄骨造、2階建て
延床面積	1,809.91㎡

敷地面積	4, 214 m ²
システム・運用	ドライシステム
平面図	別紙のとおり
配送車両	4台
給食配食校数	小学校5校、中学校2校、幼稚園1園ほか
調理食数	2, 800食/日 ※予定数

(3) **業務内容**（詳細は、別添「玉村町学校給食センター「調理業務等委託」仕様書」を参照）

- ア 調理業務
- イ 配缶業務
- ウ 配送・回収業務
- エ 洗浄・消毒業務
- オ 残菜及び厨芥の集積業務
- カ 施設設備の清掃及び点検業務
- キ 衛生管理業務
- ク 使用物品管理業務
- ケ その他、付帯する業務

(4) **事業期間**

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(5) **業務に要する限度額**

442,200千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 委託事業者の公募に関する事項

(1) **委託事業者の公募及び実施スケジュール**

本事業の実施スケジュールは、次のとおり予定しています

- ア 募集の公告 令和6年11月 1日（金）ホームページ掲載
- イ 現地説明会 令和6年11月19日（火）
- ウ 質問の受付 令和6年11月20日（水）まで
- エ 質問の回答 令和6年11月29日（金）まで
- オ 応募書類の受付 令和6年12月 2日（月）～12月 6日（金）
- カ 参加資格の結果通知 令和6年12月10日（火）通知発送
- キ 審査（プレゼンテーション等） 令和6年12月19日（木）
- ク 審査結果の通知 令和7年 1月（中旬～下旬）
- ケ 委託事業者との契約締結 令和7年 4月 1日

(2) 事業者の応募手続

ア 募集要項等の（公告）配付

令和6年11月1日（金）に、スケジュール等を町ホームページに掲載します。

仕様書、募集要項及び提出書類については、ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

イ 現地説明会の開催

説明会を次のとおり開催します。なお、応募される事業者は、必ず参加してください。参加されずに応募した事業者は原則として失格とします。

① 現地説明会

開催日時：令和6年11月19日（火）午後3時00分から

開催場所：玉村町学校給食センター

② 留意事項

●参加人数は、1事業者につき3名までとします。

●説明会参加者は、令和6年11月18日（月）までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を玉村町学校給食センターへ電子メールまたはFAXのいずれかの方法で申し込んでください。（併せて、電話連絡をお願いします。）

●現地説明会にて調理室等に入る方は、直近1ヶ月以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌O-157）、清潔な白衣及び帽子、調理用の靴については、汚染作業区域用と非汚染作業区域用の2種類を用意してください。

ウ 質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和6年11月1日（金）～11月20日（水）午後5時まで

受付方法：質問書（別紙様式1）に記入のうえ、電子メールに添付して送付してください。

エ 質問の回答

質問に対する回答は、随時行います。

最終回答期日：令和6年11月29日（金）

オ 応募書類の受付

受付期間：令和6年12月2日（月）～12月6日（金）

午前8時30分～午後5時まで

受付方法：玉村町学校給食センターに、持参又は郵送のいずれかの方法で提出してください。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

カ 参加資格の通知

提出された応募書類を審査し、結果を通知します（令和6年12月10日発送）。

キ 審査

選定委員会による審査を次のとおり開催します。

開催日時：令和6年12月19日（木）午後2時～

開催場所：玉村町役場

※ プレゼンテーションの開催日時、場所及び実施方法など（日程予定の変更も含め）、詳細については別途通知します。

ク 審査結果の通知

審査結果の通知は、全事業者へ郵送にて行います（令和7年1月下旬を予定）。

ケ 優先交渉権者との協議

優先交渉権者と細目協議を行います（令和7年1月上旬）。

コ 事業予定者（優先交渉権者）との契約締結

事業予定者（優先交渉権者）と契約を締結します（令和7年4月1日）。

5 応募に関する事項

(1) 応募者

ア 応募資格

応募する事業者の資格要件は次のとおりとします。

- ① 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ② これまで小学校又は中学校を対象とした学校給食調理業務の受託実績を5年以上有する者、又は厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に規定している「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を5年以上有し、かつ集団給食施設での調理業務契約を現在締結している者であること。
- ③ 町の令和6・令和7年度入札参加資格を有していること。
- ④ 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- ⑤ 連絡調整が速やかに行える体制が取れるよう受託開始までに県内又は近隣地域に本社、支店、営業所等のいずれかを有していること。又、あらゆる事態を想定

して、現場に常駐する者が遅滞なく判断が行えるように社員配置を行っていること。

イ 応募の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者になることができません。応募者の確認は、参加表明書の受付日を基準として、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本町における一般競争入札の参加資格を制限されている者
- ② 町の指名停止措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者
- ④ 納付すべき国税、県税、市町村税を滞納している者
- ⑤ 過去3年以内に食品衛生法の規定による営業の禁停止の処分を受けた者
- ⑥ 募集要項説明会及び現地説明会に出席のない者

(2) 応募書類

申請時に次の書類（**正本1部、副本10部**）を提出してください。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 参加表明書（別紙様式2）

イ 宣誓書（別紙様式3）

ウ 玉村町学校給食センター調理業務等の委託に関する提案書（別紙様式4）

エ 見積書（別紙様式5）

オ 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書。なお、登記事項証明書は原本とする。

カ 事業者単体の直近3期分の貸借対照表、損益計算書及び財産目録

キ 事業概要書（会社の沿革、組織、業務内容等）

ク 納税証明書

- ① 国税の納税証明書 → 「その3の3（未納がないことの証明書）」
- ② 県税の納税証明書 → 「滞納がないことの証明書」
- ③ 市町村税の納税証明書 → 「完納証明書」（又は過去3ヶ年の納税証明書）

※ 納税証明書は、主たる事務所又は事業所の所在地のものとしします。

ケ 学校給食等調理業務の受託実績を有していることを証する書類

コ 製造物責任法に基づく生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類

サ その他町が必要と認める書類

※ 証明書は、過去3ヶ月以内に発行したものとしてください

※ 応募書類の書式は、A4判、横書き、左綴じとし、出来るだけ両面印刷としてください。

(3) 応募に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

ウ 著作権

応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は書類の作成者に帰属します。ただし、町は必要があるときは募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとします。なお、選定にかかる公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合があります。

エ 提出書類の取扱い

提出された書類については、提出期間に限り補正することができますが、提出期限終了後は変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しません。ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聞き取り調査を行う場合があります。

オ 資料の取扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁止します。

カ 応募の無効に関する事項

次の事項に該当する応募は、無効とします。

- ① 応募者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ② 一の応募者が複数の提案を行った場合
- ③ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- ④ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかった場合
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合
- ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦ 著しく審議に反する行為があった場合

キ その他

- ① 町が提示する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- ② 本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知します。
- ③ 町が行なう指示に従わないとき、その他委託事業者による業務を継続することが適当でないと認めるときは、決定の取り消しを命ずることがあります。
- ④ 決定の取り消しや委託事業者の責による施設の損傷など、町に損害を与えた場合は、賠償していただくものとします。

6 選定に関する事項

(1) 選定の手順

ア 応募書類の確認審査

選定委員会は、応募書類について、この募集要項に記載している応募者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

イ 選定方法

選定委員会において応募者によるプレゼンテーションを実施します。選定委員会は、提案書・プレゼンテーション等の内容を総合的に審査し、優先交渉権者を選定します。

(2) 提案内容の評価

ア 審査における評価項目等は次のとおりです。

審査項目		審査内容	配点	
1 学校給食に対する基本的な考え方	意義や目的の理解	教育の一環としての学校給食の意義や目的を理解し、その重要性を認識しているか。	5	15
	積極的な提案	学校給食の提供に対するコンセプトを有し、その実現に向けて積極的かつサービス向上などの提案がなされているか。	10	
2 安全衛生管理体制について	衛生管理マニュアルの確立	厚労省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文科省が定めた「学校給食衛生管理基準」に基づいた衛生管理マニュアルが自社において確立されているか。	10	25
	健康管理	従業員に対する健康管理が確実に行われているか。	5	
	非常時等対応マニュアルの確立	食中毒や異物混入事故等の非常時の対応マニュアルが確立されているか。また、防止対策や補償についての体制が確立されているか。	10	
3 調理従事者に対する研修計画等について	教育・研修体制の確立	食品の安全衛生や調理技術の向上に関する教育・研修体制が確立されているか。	10	15
	従業員の確保と研修・訓練等	給食の開始に向けての従業員の確保と研修・訓練の取組について	5	

4 調理従事者の配置計画等について	従事者の数・資格・経験年数の確保	仕様書で示す従業員の数・資格・経験年数が確保されているか。また、さらなる充実が図られるか。	10	25
	調理従業員の雇用について	地元優先の雇用計画や長期の雇用が図られる計画となっているか。	10	
	代替要員の確保と対応システム	調理従事者の休暇等における代替要員の確保と対応システムが確立されているか。	5	
5 業務遂行能力について	会社規模及び経営状態	会社規模（資本金・従業員数等）及び経営状態は良好か。	5	10
	受託実績	学校調理業務の受託実績があるか。	5	
6 委託料について	委託料	<ul style="list-style-type: none"> 企業努力が認められるか。 極端に安価な見積もりになっていないか。 	10	10

イ 審査基準は、次のとおりです。

評価・評点	大変良い	良い	普通	やや劣る	劣る
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

7 リスク分担の考え方

契約締結にあたり、町が想定する主なリスク分担の方針は、次のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方を示したものです。

リスク分担に対する基本的考え方

種類	リスクの内容	負担者	
		町	事業者
事業の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更	事業内容の変更等	○	
運営費上昇	事業変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	要求仕様に不適合		○
需要変動	実施条件を超える需要変動	○	

	上記以外の場合		○
調理事故・異物 混入等のリスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

8 関係法令等の遵守

業務を遂行する上で、次の法令等を遵守しなければなりません。なお、契約期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

- (1) 玉村町学校給食センター設置条例、同条例施行規則
- (2) 学校給食法
- (3) 食品衛生法
- (4) 労働基準法等の労働関係法令
- (5) 学校給食衛生基準（文部科学省）
- (6) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- (7) 学校給食運営管理手引き
- (8) その他関連する法令等がある場合は、それらを遵守することとします。

9 事務引継業務

契約発効までの期間においては、必要書類の作成、各種印刷物作成業務や事務引継及び各業務の習得を行っていただきます。なお、習得期間中に要する費用については、事業者の負担とします。

また、業務委託終了時に、次期事業者が円滑かつ支障なく給食センターの調理業務等を遂行できるよう、引継を行うものとします。

10 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責務不履行の場合

ア 事業者の責めに帰すべき事由により責務不履行又はその懸念が生じた場合には、町は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができるものとします。事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求できるものとします。

(2) 町の責務不履行の場合

町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、事業者は契約を解除できるものとし、事業者は町に対し、これにより生じた損害賠償を請求できるものとします。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、町と事業者は業務継続の可否について協議を行い、継続が困

難と判断した場合には、町は契約を解除できるものとします。

11 町による本事業の実施状況の評価

町は、事業者が提供するサービスについて、定期的又は随時に評価を行います。その結果、事業契約書及び募集要項等で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。

12 その他

(1) 選定委員、関係町職員との接触の禁止

応募を予定する事業者は、選定委員、関係町職員と本件提案についての接触（現地説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

(2) 選考結果等の公表

選考結果等については、公表する場合があります。

(3) 契約予定年月日

令和7年4月1日を予定していますが、令和7年度から5年間の予算が令和7年3月議会定例会において議決されることが要件となります。

13 応募手続き等問合せ先

玉村町学校給食センター

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田6番地1

電話 0270 (65) 6706

FAX 0270 (64) 5272

電子 mail : kyu-syoku@town.tamamura.lg.jp

(FAX、メールをお送りいただく場合、併せて電話連絡をお願いいたします。)

質 問 書

年 月 日

対象施設の名称	玉村町学校給食センター	
質 問 者	所 在 地	
	名 称	
	担 当 者 名	
	所 属 ・ 職 名	
	T E L	
	F A X	
	E-mail	
質問事項		

参加表明書（兼参加資格審査申請書）

（あて先）

玉村町長 石川 眞男

参加者 所在地
名 称
代表者 印

玉村町学校給食センター調理業務等委託事業の募集要項に基づき、事業者募集に参加することを表明するとともに、参加資格の審査を下記の添付書類を添えて申請します。

なお、この書類及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 添付書類

- (1) 宣誓書（別紙様式 3）
- (2) 玉村町学校給食センター調理業務等の委託に関する提案書（別紙様式 4）
- (3) 見積書（別紙様式 5）
- (4) 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書
- (5) 直近 3 期分の貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- (6) 事業概要書
- (7) 納税証明書
- (8) 学校給食等調理業務の実績を有していることを証する書類
- (9) 製造物責任法に基づく生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類

2 担当者及び連絡先

担当者 氏 名
連絡先 所 属
所在地
電 話
F A X
E メール

宣 誓 書

年 月 日

(あて先)
玉村町長 石川 眞男

(申請者)
所在地
名 称
代表者
印

玉村町学校給食センターの調理業務等に係る委託の申請にあたり、当事業者が玉村町学校給食センター「調理業務等委託」募集要項5（1）イに定める欠格事項に該当しないことを宣誓します。

玉村町学校給食センターの調理業務等委託に関する提案書

申請年月日 年 月 日

名 称		設立年月日	年 月 日
代表者名			
所在地			
電話番号			
FAX 番号			
E-mail			

事業計画 (別紙可)

【学校給食に対する基本的な考え方について】

① 学校給食の意義や目的の理解について

② 学校給食に対するコンセプトについて

【安全衛生管理について】

① 衛生管理マニュアルについて

② 従業員の健康管理について

③ 非常時等対応マニュアルについて

【調理従事者に対する研修計画等について】

① 教育・研修体制の確立について

② 従業員の確保と研修・訓練等について

【調理従事者の配置計画等について】

① 従事者の数・資格・経験年数の確保について

② 調理従業員の雇用について

③ 代替要員の確保と対応システムについて

【その他 特記すべき事項があれば記入してください。】

※ 記入欄が不足する場合は、適宜枠を広げてください（別紙可）。

(あて先)

玉村町長 石川 眞男

見積者所在地

名 称

代表者

印

見 積 書

玉村町財務規則（平成12年3月31日規則第7号）及び仕様書、図面、現場等を承知のうへ、下記のとおり見積書を提出します。

記

1 契約の目的

玉村町学校給食センター調理業務等委託事業

2 見積金額(消費税込)

			百万			千			円
--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

<内 訳>(消費税込)

年 度	金 額 (円)	備 考
令和 7年度委託料		
令和 8年度委託料		
令和 9年度委託料		
令和10年度委託料		
令和11年度委託料		
合 計		

(注) 見積金額の内訳について、貴社様式により年度別に作成のうへ、添付してください。

なお、職員配置人数と経費負担の内訳が分かるように作成してください。内訳が同じ年度については、内訳書を兼ねて差し支えありません。

消費税は、現行の10%で見積ください。